

概要版

第4次 坂東市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

計画策定の背景

我が国では近年、社会的孤立をはじめとして、いわゆる8050（はちまるごーまる）問題※やダブルケア※など個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体に関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。急速な少子高齢化や人口減少、核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化が進み、これらの社会構造の変化などを背景として、支え合いの基盤が弱まっています。その結果、問題を抱えながらも支援を求めることができず、あるいは適切な支援に結びつくことができない個人・世帯が増加してきています。

今後における我が国の動向をみると、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしています。高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年頃には、高齢者のひとり暮らし世帯の増加、就職氷河期世代の高齢化などの状況にも直面して、個人・世帯が抱える複雑化・複合化した生活課題が一層増加することが推測されます。

福祉制度の狭間の課題を解決していくことを目指し、地域で暮らす人、関係機関・団体、事業者、ボランティア等がつながり、地域における活動の輪を広げていく地域福祉は、今後ますます重要となっていきます。

坂東市社会福祉協議会は、平成23年度から「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とした第1次坂東市地域福祉活動計画を推進してきました。第3次坂東市地域福祉活動計画の最終年度である令和7年度に、第4次坂東市地域福祉活動計画を策定し、市民が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

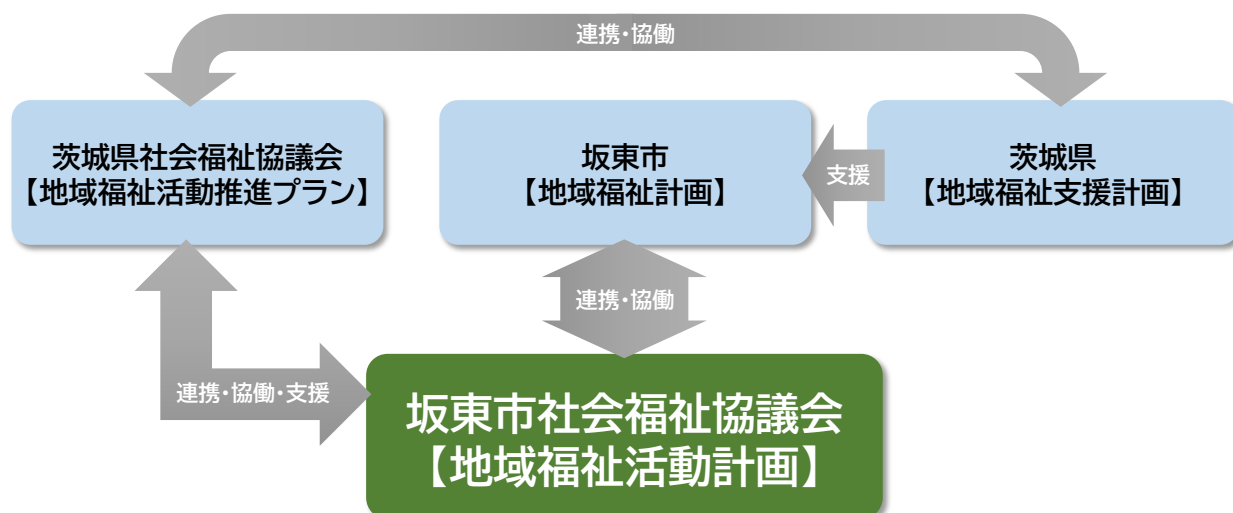
※ 8050（はちまるごーまる）問題： 「80」代の親が「50」代のひきこもり等の子どもの生活を支えるという問題。

※ ダブルケア： 自分の子どもの子育てと親の介護を一緒に行う状態のこと。

第4次坂東市地域福祉活動計画とは

計画の位置づけ

- 地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に位置づけられている市町村社会福祉協議会が中心になり策定される計画です。
- 坂東市地域福祉活動計画は、茨城県社会福祉協議会の「茨城県地域福祉活動推進プラン」、茨城県の「地域福祉支援計画」、坂東市の「坂東市地域福祉計画」との間において、以下に示すような関係があります。



計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

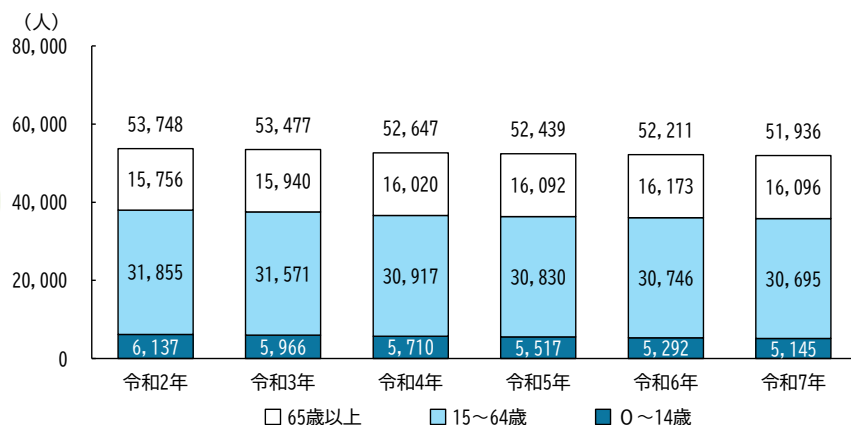
計画の策定体制

- 地域住民や地域の多様な団体の代表者などからなる第4次坂東市地域福祉活動計画策定委員会を組織し、計画案の審議を行いました。
- 令和6年度に「坂東市の地域福祉に関するアンケート調査」を、令和7年度に社会福祉協議会支部において地区懇談会を行い、地域福祉に関する住民の意見や生活課題の把握に努め、計画策定に活かしました。

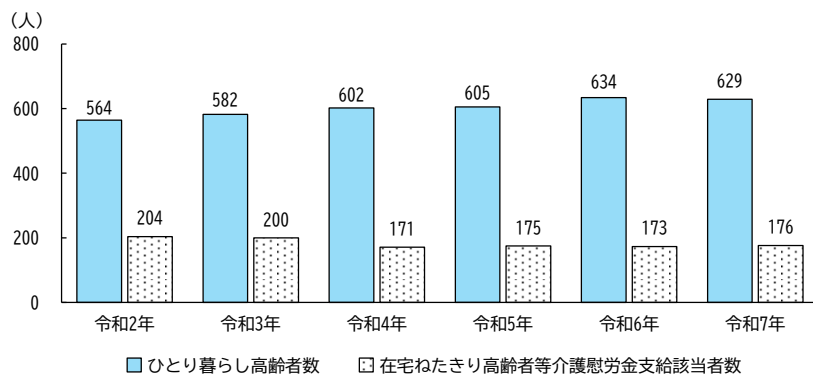
地域福祉をめぐる坂東市の現状と課題

■人口

総人口はゆるやかに減少しており、65歳以上の高齢者人口は令和6年まで増加していましたが、令和7年に減少しています。



資料：坂東市（各年4月1日時点）



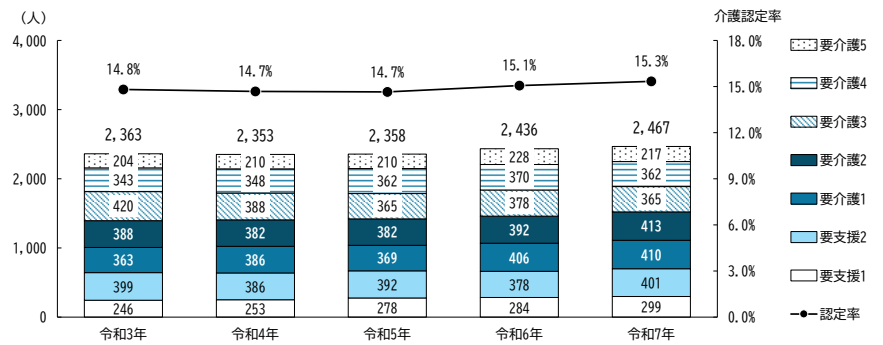
資料：坂東市（各年4月1日時点）

■高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者数は増加傾向です。在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給該当者の数は、令和4年以降、170人台で推移しています。

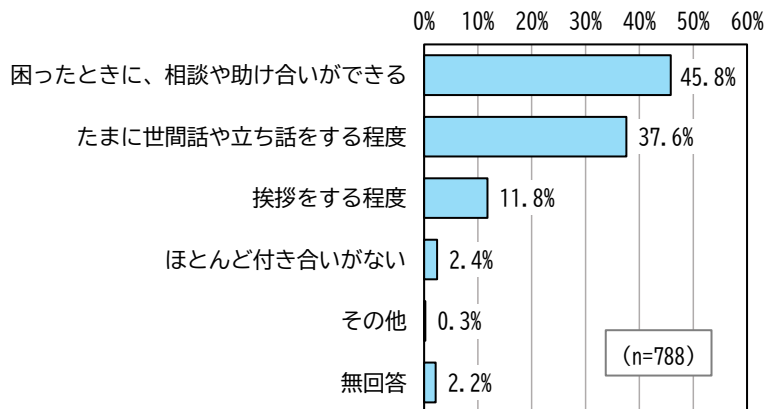
■介護認定

介護認定者の総数は令和6年以降に増加しています。



資料：坂東市（各年3月31日時点）

坂東市の地域福祉に関するアンケート調査(令和6年度)から

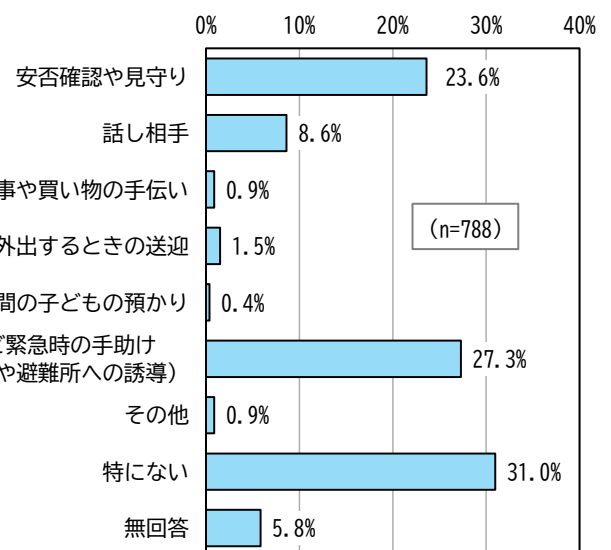


●ご近所との付き合い

1位は「困ったときに、相談や助け合いができる」(45.8%)
2位は「たまに世間話や立ち話をする程度」(37.6%)

●地域の人にしてほしいこと

「特にない」を除くと、
1位は「災害など緊急時の手助け（安否確認や避難所への誘導）」(27.3%)、
2位は「安否確認や見守り」(23.6%)



※ 「n=788」は、回答数。

基本理念

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

少子高齢化や家族に対する意識の変化などにより、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯、ひとり親世帯が増加し、地域で孤立する人が増えることが懸念されています。また、労働人口の減少や外国籍住民の増加など、住民を取り巻く環境は変化しています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域のニーズに合った支援の充実や地域での人と人とのつながりの強化が求められています。

第3次坂東市地域福祉活動計画では、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を重視したまちづくりを、基本理念「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」のもとで進めてきました。

第4次坂東市地域福祉活動計画においても、前計画の理念を踏襲し、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を重視したまちづくりを進め、地域共生社会※の実現を目指した地域福祉を推進していきます。

※ 地域共生社会： 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

基本目標Ⅰ

ひとづくり 地域福祉への理解を深め、助け合いの意識を高める

支え合い、生きがいを持って暮らす「地域共生社会」を目指して、市民の福祉意識をより高めることで、地域の人々がより安心して心豊かに暮らせるまちづくりが推進できます。

そのためには、大人に対する福祉意識向上を目的とした教育はもとより、子どもに対する福祉教育の充実に努めます。

基本目標Ⅱ

地域づくり 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

同じ地域で暮らす一人ひとりが支え合う地域を創るために、健康づくりや生きがいづくりなどの様々な交流の場や居場所を増やし、顔の見える関係づくりに努めます。

基本目標Ⅲ

支援の充実 孤立を防ぎ、必要な支援につなげる

地域で暮らす人が孤立することなく安心して暮らすために、見守りの支援を引き続き行うとともに、強化に努めます。

また、増加する高齢者を対象とした各種福祉サービスの充実に努めます。

基本目標Ⅳ

基盤の強化 事業の継続を確かなものとする

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に地域福祉を推進する中心的な担い手と位置付けられ、公共性・公益性の高い社会福祉法人格を有する団体として、自立的な組織体制と経営基盤の強化に努めます。

基本目標Ⅰ

ひとつづくり

地域福祉への理解を深め、助け合いの意識を高める

目標１ 地域福祉に関する情報提供と啓発

社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」に加え、SNS（Social Networking Service）などの媒体や、社会資源の活用並びにイベント等の機会を活用した情報発信を通じて、福祉活動やその動向について地域の方々に理解を深めていただけるよう努めます。

目標２ 福祉教育・講座の充実・促進

福祉講座や研修等を充実し、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動の拡大につながる人材育成に努め、やさしい地域づくりができるよう努めます。また、児童・生徒が「福祉」について、体験と学びができる機会をつくり、人を思いやる福祉の心に満ちあふれたやさしい社会の担い手となることを目的に、市内の各学校と連携し福祉教育活動を支援します。

目標３ ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化

平常時のみならず、災害発生時やその後の復旧時などの緊急時におけるボランティアの存在は重要です。社会福祉協議会のボランティア登録者数はほぼ横ばいですが、今後も、ボランティア活動に関心がある人が気軽に活動に加わっていただけるよう、活動情報の提供や活動の場・機会づくりを進めるとともに、ボランティアセンターなど既存の体制の強化を図ります。

基本目標Ⅱ

地域づくり

互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

目標１ 交流機会の充実

「安心」第一を前提に、地域における交流会やイベントを企画・実施します。また、世代を超えた交流、同じ悩みを持つ人たちの交流など、様々な交流の形づくりに努めます。

目標２ 関係機関・団体への支援

障がいのある当事者団体への支援や地域福祉に関わる団体の運営を行うとともに、団体間の連絡調整を通じた連携体制の強化を図ります。また、関係機関や団体のニーズの定期的な把握に努めます。

目標３ 健康づくり・生きがいづくりを通じた交流

健康づくりや生きがいづくりの活動によって、地域において顔の見える関係がつくられ、人々のつながりを強化することが期待できます。

お互いに助け合い、支え合う地域づくりのきっかけとして、「ふれあいサロン」をはじめとする様々な活動を行い、市民の健康や生きがいづくりを支援します。

目標４ 地域の支え合いの強化（地域福祉ネットワーク事業）

地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスの充実のために、支え合いの仕組みづくりの充実・強化を図る生活支援体制整備事業を推進します。

この事業を推進するにあたり、地域において各種の福祉事業を実施するほか、地域の生活課題の把握などに重要な役割を果たしている社会福祉協議会支部（第２層協議体）及び支部長連絡会（第１層協議体）と情報共有を図りつつ、事業を推進します。

基本目標Ⅲ

支援の充実

孤立を防ぎ、必要な支援につながる

目標１ 相談体制や援護活動等の充実

複合的な福祉課題に対応する相談機関として、地域包括支援センター運営事業の充実を図ります。また、日常生活の心配ごとや悩みごと、生活課題を抱えた人に応ずる相談や援護活動、自立支援事業を推進します。

目標２ 要援護者への支援や見守り活動等の推進

地域で暮らす人、特に高齢者が孤立することなく安心して暮らすために、「安否確認の声かけ」や「送迎サービス」に応える取組、自身の権利を自身で十分守ることができない人のための権利擁護活動の充実を図ります。

目標３ 連携体制の強化

行政や市内の社会福祉関係機関や団体、専門機関などとの連携を強化し、協働して福祉課題の解決を図れる体制づくりを進め、地域福祉活動を推進する仕組みの充実を図ります。

基本目標Ⅳ

基盤の強化

事業の継続を確かなものとする

目標１ 組織体制の充実

社会福祉協議会は、公共性の高い社会福祉法人格を有する団体としての性格を合わせ持っており、主体的な経営判断が求められます。理事会や評議員会をはじめ事務局の整備強化、運営の透明性の確保を図ります。

また、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の定期的な見直しを検討します。さらに、非常時に備えた体制づくりへの準備も同時に検討を実施します。

目標２ 経営基盤の安定化

本会運営の財源は、公的財源である補助金や事業受託金、自主財源である会費や共同募金配分金、介護保険事業の収益等で構成されています。

地域福祉活動を推進するにあたり、募金運動の推進や新規会員の加入促進、受託事業や指定管理者制度への取組、介護保険事業の運営により自主財源の確保に努めるとともに、基金の効果的な運用により経営基盤の安定化を図ります。

目標３ 職員の資質向上

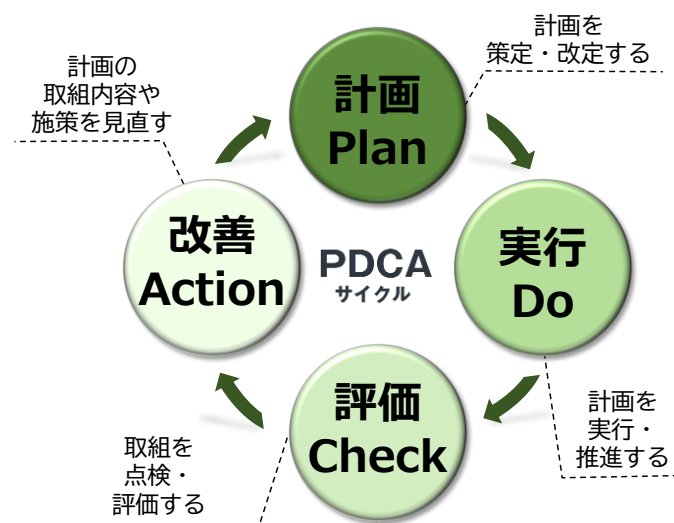
事業の確実な推進を図るため、研修の実施や外部の福祉大会への参加、さらに、福祉に関する資格取得の促進などを通じ、職員の資質の向上を図ります。

計画の推進体制

「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民と行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアやNPO、福祉サービス事業者や企業が担い手となり相互に連携し、行政、社会福祉協議会の支援を受けながら、協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。

そうした多くの担い手により推進される地域福祉活動の進行管理は、PDCAサイクル※により行います。

※PDCAサイクル：PDCA(ピーディーシーイー)サイクルとは、事業活動等の管理を円滑に進めるための手法の一つで、P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:点検・評価)、A(Action:見直し・改善)の4段階を繰り返すことにより活動を継続的に改善すること。



計画の主要指標

	事業名	令和12年度目標値
1	地域福祉ネットワーク事業の推進	事業の充実
2	地域の交流の場づくりや活動促進の支援	登録団体数：60団体（令和7年度50団体）
3	災害ボランティアセンターとボランティア育成の推進	登録者：80人
4	日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、推進	事業の強化
5	包括的相談支援体制の整備	相談・支援体制の充実
6	認知症及びフレイル予防対策	事業の強化

地域福祉活動の主役となる方々

市民・地域福祉団体

- 地域福祉に関心を持ち、地域の中で解決を図る

行政区・社会福祉協議会支部

- 地域を住みやすい環境にしていくための取組の推進

ボランティア・NPO

- 地域から市全域に至るまでの地域福祉活動の実施

福祉サービス事業者

- サービスの質の確保や情報公開
- 災害発生時の福祉避難所

民生委員・児童委員

- 地域住民の立場からの相談対応や援助活動の実施

坂東市社会福祉協議会

- 地域福祉の担い手の育成
- 市全体の地域福祉活動のコーディネート

坂東市

- 地域福祉に関する情報の提供や啓発
- 福祉施策の総合的な推進

第4次坂東市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

令和8年（2026年）3月

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

<本所>

茨城県坂東市辺田48番地（岩井福祉センター夢積館内）

電話 0297 (35) 4811

FAX 0297 (36) 2355

<支所>

茨城県坂東市山2721番地（猿島福祉センターほほえみ内）

電話 0280 (88) 1000/0297 (44) 2943

FAX 0280 (88) 1041